

○議長（木下一己君） 会議に先立ちまして、4月1日付けの人事異動により、課長職に異動がありましたので、局長から紹介をいたします。

○事務局長（下村弘之君） 私から異動のありました課長職を御紹介申し上げます。
あけぼの園長から建設水道課長になりました、桜木課長を御紹介いたします。

○建設水道課長（桜木 誠君） この度、建設水道課長の職責を担わせていただくことになりました桜木です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局長（下村弘之君） 環境未来都市推進課長から町立下川病院事務長になりました、三条事務長を御紹介いたします。

○町立下川病院事務長（三条幹男君） よろしく願いいたします。

○事務局長（下村弘之君） 町立下川病院事務長から環境未来都市推進課長になりました、田村課長を御紹介いたします。

○環境未来都市推進課長（田村泰司君） 田村です。よろしく願いいたします。

○事務局長（下村弘之君） 税務住民課主幹からあけぼの園長になりました、平野園長を御紹介いたします。

○あけぼの園長（平野好宏君） 平野です。よろしく願いします。

○事務局長（下村弘之君） 以上で課長職の紹介を終わります。

午前10時 開会

○議長（木下一己君） ただ今から、平成29年第1回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番 春日隆司 議員及び1番 近藤八郎 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

○議長(木下一己君) 日程第 3 諸般の報告を行います。

報告事項は、御手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長(木下一己君) 日程第 4 行政報告を行います。

町長。

○町長(谷 一之君) 皆様おはようございます。行政報告を述べさせていただく前に、本臨時会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

平成 29 年度を迎えまして、今春は雪解けも早く、目映い新緑の季節が訪れようとしているこの時期、議員の皆様には何かと御多用な中、本臨時会に御出席を賜り、心より感謝申し上げます。

本臨時会に提案させていただく議案は、単行案件 3 件でございます。そのほか 1 件についての行政報告をさせていただくところでございます。議員の皆様には、議案審査に当たりまして更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、行政報告 1 件について述べさせていただきます。

「地方創生に関する包括連携協定」の締結について、御報告いたします。

本町では、国が掲げる地方創生の下、地域総合戦略を策定し、「安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくり」を政策の大きな柱の一つとして、積極的に施策を展開しているところであります。

このような中であって、3 月 30 日、北海道銀行の立会いにより、「株式会社常口アトム」と、また、4 月 3 日には、北海道運輸局の立会いの下、「ヤマト運輸株式会社」とそれぞれ「地方創生に関する包括連携協定」を締結したところであります。

株式会社常口アトムは、北海道内不動産最大手であり、都市部への情報発信力に優れるとともに、都市部から社会的に流入する移住・定住に関する多くの情報を有しているところであります。

具体的連携事業といたしまして、今年度から本町が進める総合的空き家対策において、株式会社常口アトムの持つ不動産に関する知見・手法・情報などの提供や支援により、空き家の有効活用など地域が抱える社会的課題の解決に向け、取組を展開してまいります。

また、物流業界最大手のヤマト運輸株式会社につきましては、昨年、北海道運輸局の主導により実施いたしました、路線バスの空きスペースを活用した「ひと・もの協働輸送プロジェクト」実証事業の実施を機に、生活様式の変化や多様なニーズへの対応など、物流

を中心とした様々な地域社会の課題解決に向け、包括連携の協定を締結したところでございます。

連携の先駆け事業として、5月からバスターミナル合同センター1階を中継、荷受け、発送の物流拠点として活用し、クール便の発送等による生産者の利便性の向上や再配達作業の抑制を図るとともに、さらには災害時における地域の物流確保、高齢者の見守りなど、多岐にわたり連携を進めてまいります。

今後におきましても、企業と地域の連携による地方創生モデルを形成し、地域社会の課題解決や地域の活性化を図ってまいりますので、議員各位、町民の皆様の特段の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。以上でございます。

○議長（木下一己君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第5 議案第1号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第1号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、4月24日執行の第1次建設工事入札において、予定価格が5,000万円以上の契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「宿泊研修交流施設建設工事（地中熱ヒートポンプ設備）」につきましては、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金の採択を受け、実施するものでございます。

工事の概要につきましては、現在建設中でございます宿泊研修交流施設の冷暖房に地中熱ヒートポンプを導入し、環境未来都市にふさわしい環境に配慮した自然エネルギーの導入を図るものであります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事等入札参加者指名選考委員会規程に基づき、4月11日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、3者を指名することに決定し、指名競争入札を行った次第でございます。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 3点ほど御質問したいと思うんですが、一つは今回の案件につき

ましては、宿泊研修施設の中で地中熱のヒートポンプ設備だけを単独事業としてやることにするこの理由をお知らせ願いたいと思います。本来であれば、本体工事、あるいは給排水、電気というふうにしてやられていたんですが、この部分についてだけ今回単独で案件として出ているので、その理由についてお伺いしたいと思います。

2点目は、3者指名とありましたが、今回の落札者以外に他の業者について紹介をしていただきたいと。

最後、3点目は、今回の案件の対象であります落札業者の実績について、公共団体、あるいは民間、併せてどういった実績があるのか。それと可能であれば、この業者の町内における実績等があれば若干教えていただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（田村泰司君） 答弁させていただきます。

今回のヒートポンプの設備導入事業の関係につきましては、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業という事業の補助採択を受け実施するもので、本体と分けて事業を実施するというので、このようなかたちとなっております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） ただ今の質問にお答えいたします。

まず、2点目の、3者指名のほかの業者の関係でございますが、今回落札しましたのは太陽設備株式会社ということになってございますが、そのほかの業者としましては、株式会社木本動力工業所、日進設備工業株式会社、以上の3者でございます。

さらに3点目の、業者の落札実績でございますが、民間、各種団体等に関しましては、うちの方ではちょっと把握してございませんので、町の工事として入札したものを今資料として把握したものがございますので、そちらの方で説明をさせていただきます。

太陽設備につきましては、28年度は1件で1,229万400円となっております。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 2番目、3番目については…特に3番目は突然質問したので、そういう資料しかないかと思うんですが、1点目の単独事業なんですが、先ほどの課長の答弁によりますと、補助事業ということで分離したということなんですけれども、過去も未来も含めて、このヒートポンプ等について補助事業であればこういうふうに分離して発注することになるのか。以前にもヒートポンプを導入して、補助事業でありながらも本体工事、あるいは他の工事と併せて入札したという経過があるのかないのか…そのへんについて。特に今後もこういった補助事業についての…単体については分離して発注するという

方針なのかどうかだけはお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） お答えしたいと思います。

ヒートポンプに関しては、コモレビの建設工事のときにも同じ補助事業を使ってございますので、その時も補助金の申請に合うように分離して発注をした経過があるというふうに思います。それと同じように、今回のケースについても、補助金の申請、採択を受けていくために、工事を分離して発注をしたということでございます。

方針として、その補助金の種類、あるいは採択の要件等にもよると思っていますので、概に一方に決めるということはこの場ではできないかと思うんですが、なるべく有利な補助金採択がされるように、そういった関係で分離するかしないかというところについては、その都度検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 分かりましたけれども、それではもう1点お伺いしますが、一括発注した場合と、このように補助メニューによって分離発注する場合と、コストの部分でこの方が有利だというふうにお考えですか。それとも一括発注の方が有利なだけけれども、補助事業というメニューを消化するためには分離発注はやむを得ないという考えなのか。そのへんの比較等はしたことがあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 経費の部分で恐らく一括発注する場合と分離発注する場合と変わってくるんだろうなというふうに思います。一括発注した場合と分離した場合にどれぐらい違うのかというところまでは検討したことはございませんけども、一般的には一括発注の方が経費の方が…共通する部分があれば下がるという認識はしております。ただ、補助事業上、非常に有利な補助金を活用するということになるのと、こういった分離して発注する方が採択に近いということもございますので、そういうところも含めながら考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） このヒートポンプの施工方法についてなんですけれども、過去に美桑、それからコモレビですか…入っているわけなんですけれども、これは地中何メートルまでこの場合は掘り下げるんでしょうか。その点、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（田村泰司君） お答えいたします。

今回のヒートポンプの工事につきましては、100mまで掘り下げて、7本のボアホールということで掘削をしております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 落札率をお願いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） ただ今の質問にお答えいたします。

落札率につきましては、94.5%となっております。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第6 承認第1号「専決処分（第1号）の承認を求めることについて」及び日程第7 承認第2号「専決処分（第2号）の承認を求めることについて」

を一括議題といたします。

両案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 承認第1号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて及び承認第2号 専決処分（第2号）の承認を求めることについては、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、国の平成29年度税制改正の大綱に基づき、地方税法等の関係法令の改正がなされ、平成29年4月1日から施行されることに伴い、改正を必要とする「下川町税条例の一部を改正する条例」及び「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、平成29年3月31日をもって専決処分としたものであります。

税条例の主な改正の内容を申し上げますと、「上場株式等の配当所得等に係る個人町民税の課税方式の選択に関する所要の措置」及び「軽自動車税に係るグリーン化特例の見直し」並びに「わがまち特例の拡充に係る固定資産税の減額措置」などについて定めるものであります。

また、国民健康保険税条例の主な改正の内容につきましては、「低所得者に対する保険税の軽減措置」について拡充を図るものであります。

ここに議会に御報告申し上げ、その承認を求めるものでありますので、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 承認第1号 専決処分（第1号）下川町税条例の一部を改正する条例及び承認第2号 専決処分（第2号）下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容につきまして、御説明申し上げます。

まずはじめに、下川町税条例の一部を改正する条例の改正内容でございますが、御手元に配付しております承認第1号説明資料を御覧いただきたいと思います。

1 ページ目、町民税の改正であります。

番号1番、2番、4番、5番の四つにつきましては、共通項でございまして、上場株式等の配当所得等に係る個人町民税の課税方式…これの選択に係る所要の措置を講じたものであります。

1番については、上場株式等による配当。

そして2番については、株式の譲渡所得。

4番は、租税条約を締結していない台湾での利子配当。

5番については、租税条約を締結している国での利子配当。

これらにつきまして、通常は確定申告をもって所得税及び個人町民税…これの税を算定していくということになりますが、確定申告後において個人町民税の申告書…これが提出された場合、その申告書に基づいて課税することができるということで、これを明記したものでございます。

また、中段…番号の3番でございますが、肉用牛の販売…これによる課税について、町民税の所得割について免除するという規定を平成33年度まで延長するものでございます。

1番から5番いずれも平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして2ページ、固定資産税であります。

わがまち特例についての追加でございますが、わがまち特例については、法令の定める範囲内…これをもって地方公共団体が課税標準、そして特例の割合等を条例で定めることができます。これの追加をするものでございます。

1番につきましては、3段ございますけれども、現在、国内において待機児童問題が女性の活躍、社会進出の妨げになっていると、そして保育の充実を図ることが喫緊の課題とされていること、これらを受けて地方税法が改正になりまして、保育の受け皿の整備に向けて税制上の措置がなされました。

条例では、改正条例の61条の2、3項を追加するものでございます。それで3段になってございます。

まず1段目でございます。

61条の2の第1項として追加するものでありまして、家庭的保育事業で認可を得た事業の用に供する家屋、そして償却資産に係る固定資産税の課税標準額…これを2分の1に減額するというものです。

家庭的保育事業といいますのは、児童福祉法に基づき、市町村の認可を受け、3歳未満の子供を対象として保育者の居宅等を使う…活用する事業でございます。

2段目につきましては、居宅訪問型保育事業で認可を得た事業の用に供する家屋、償却資産に係る固定資産税の課税標準額…これを2分の1減額するものであります。

居宅訪問型保育事業というのは、保育を必要とする3歳未満の子供の自宅といいますか居宅…ここに家庭的保育者が赴いて行って行う事業であります。

3段目につきましては、企業の事業所内の保育事業、利用者定員が5名以下の小規模な事業で認可を受けた事業…これに用する家屋、償却資産に係る固定資産税の課税標準額を2分の1に減額するものであります。

また、2番につきましては、条例の改正条例附則第10条の2に6項を加えるものであります。

2番の1段目でございます。

これにつきましては、再生可能エネルギーの活用促進に向けまして、原料供給者と燃料製造事業者が共同で作成し認定を受け新設するバイオ燃料製造施設の機械設備について、固定資産税の課税標準額を3年間、2分の1に減額するという規定を追加するものでございます。

2段目につきましては、防災上重要な無電柱化…いわゆる地下ケーブルですね、電線を地下に埋めるといようなことを促進するために、電柱管理者に対して固定資産税の課税標準額を4年間、2分の1に減額するという規定でございます。

3段目につきましては、遊休農地の解消、そして利活用に向けた措置でございます。

農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地…これを所有する方、全農地を農地中間管理機構に10年以上貸し付けるという方の固定資産税の課

税標準額を2分の1に減額するものでございます。

2 ページ目の最後の段、これにつきましては、中小企業の経営強化を目的といたしまして、償却資産に対する固定資産税についての減額でございます。経営向上計画…これらの認定を受けた中小企業者が新たに取得する機械装置…これらについて課税標準額を3年間、2分の1に減額するという規定でございます。

3 ページ目を御覧いただきたいと思えます。

3 番の1 段目、2 段目でございます。

住宅の耐震改修及び省エネ改修…これらに係る固定資産税の減額規定でございまして、それぞれ手続きについて追加するものでございます。

これら全て平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、3 ページの軽自動車税であります。

軽自動車税につきましては、軽自動車の環境負荷の低減…これを促進することを目的といたしておりまして、いわゆるグリーン化特例というのが創設されております。

今回、環境基準を厳しくした上で、平成31年まで延長するというのが平成29年4月1日から施行されるものでございます。

続きまして、国民保険税の改正の内容でございます。

承認第2号 専決処分(第2号)下川町国民保険税条例の一部を改正する条例につきまして、説明資料で御説明いたしますので、御覧いただきたいと思えます。

国民保険税の減額であります。地方税法等の改正…これに伴いまして、低所得者の負担…これらを軽減する措置といたしまして、いわゆる5割軽減の世帯において、基礎控除額に加算される控除額を26万5,000円から27万円に増額するものであります。

また、2割軽減世帯における基礎控除額に加算する控除額について、48万円を49万円に増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がございましたが、承認第1号及び承認第2号を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 奈須議員。

○4 番(奈須憲一郎君) ただ今説明がありました部分で、固定資産税のところ、原料供給者と燃料製造業者が共同で作成し認定を受け新設するバイオ燃料製造施設についての固定資産税の減額ですが、これは先日、説明会でありました、下川町で検討しています木質バイオマスの熱電併給施設について、仮定ですが適用となるものでしょうか。そしてもし適用になるのであれば、それを踏まえた上での計算で、先日の地域付加価値創造分析の評価の金額というのは計算されているのでしょうか。

○議長(木下一己君) 答弁を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 地方税法、そして税法の施行令等、詳細を勘案しなければならないと思いますが、基本とした計画に則った計画であれば、先般、御説明のあった熱電併給の事業についても該当になるのではないかというふうに考えます。

それと先般の説明会の中で、固定資産税を含めた地域活性化の説明がなされておりましたけれども、あれについてはこれを前提としたものではないというふうに考えております。しかしながら、下川町としては再生可能エネルギーの活用を推進していく上で、準備を整えておくということで、今回、わがまち特例の中に追加したという状況でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 確認ですが、この場合ですとバイオ燃料製造施設というのは、ペレットの製造施設が該当するということでしょうか。先日の計算から税収が減ることが想定されるということでしょうか。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 私の知る範囲では、チップ、ペレット両方とも該当になるというふうに考えております。固定資産税の減額…これはわがまち特例に載せたものについては、固定資産税…3年間、2年間減額することになりますが、それで財政収入額が減ることになりますので、そのへんの措置は国から参酌した額が国で補填されるというようにことだというふうに思っております。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、承認第1号は、承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、承認第2号は、承認することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成29年第1回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時34分 閉会

○議長（木下一己君） ここで、町長から御挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 臨時会の閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員の皆様には、時節柄御多用のところ、本臨時会に御出席を賜り、提案させていただきました議案において審査いただきましたところ、全ての議案をお認めいただき、心より御礼を申し上げる次第でございます。今後、議決いただいた事案について、しっかりと執行してまいる所存でございますので、変わらぬ御指導と御示唆を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（木下一己君） 以上で散会とします。御苦労さまでした。